平成26年度全国労働衛生週間(第65回)



●準備期間

9月1日~9月30日

●本 週 間

10月1日~10月7日

主唱 京都労働局 · 各労働基準監督署

協替

(公社)京 (一社)京 都 府 医 (一社)京 嫩 会 都 業保健総合 支援セ 京都府地域産業保健セ 設業労働災害防止協会京都府支部 林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部 陸上貨物運送事業労働災害防止協会京都府 港湾貨物運送事業労働災害防止協会舞鶴港分会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮津港分会 ボイラ協会 本 (公社)建設荷役車両安全技術協会京都支部 (公社)日本作業環境測定協会京滋支部 (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会京都支部 H P 推進 T 管

スローガン

みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第65回を迎えます。

この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

京都府内における定期健康診断の結果、脳・心臓疾患につながる所見を始めとして何らかの所見を有する労働者の割合について、平成25年の有所見率は50.52%と5年連続で50%を超え、二人に一人が何らかの所見を有しています。また、一昨年は印刷事業場での胆管がんの発生が全国的な社会問題になりました。

さらに、我が国の自殺者は平成25年については前年から引き続き3万人を下回りましたが、約2,300人が勤務問題を原因・動機の一つとして自殺しています。メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者が少なからずいること、精神障害等による労災認定件数が高い水準で推移していること等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みが重要な課題となっています。

こうした状況に対応するため、改正労働安全衛生法が平成26年6月25日に公布されました。

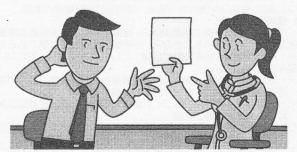
その主な内容は、①一定の危険性・有害性を有する化学物質のリスクアセスメントの義務化(平成28年6月までに施行予定)、②労働者数50人以上の事業場のストレスチェックの義務化(50人未満は努力義務)(平成27年12月までに施行予定)等となっています。

労働者の健康の確保、推進を図るためには、経営トップや事業場のトップが自らの責務について 認識するとともに、産業医、衛生管理者等の労働衛生管理スタッフが中核となって、衛生委員会の 場を活用する等労働者の意見を反映させながら対策を展開していくことが重要です。

全国労働衛生週間を迎えるにあたり、事業場におかれましては、「京都産業保健総合支援センター」 を利用すること等により、メンタルヘルス対策の着実な実施及び健康診断実施後の事後措置の徹底 を行うとともに、**裏面の「実施者の実施事項」**を参考に自主的な労働衛生管理の一層の促進を図っ ていただきますようお願いします。

なお、10月6日(月)には京都における労働衛生 水準の一層の向上を図ることを目的に「京都産業保 健セミナー」(会場は池坊学園「こころホール」、参 加費無料)を開催しますので、是非ご参加いただきま すようご案内いたします。





実施者の実施事 頂

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとと もに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつ 次の東原を中族する

は、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。 なお、震災の影響で事業活動を縮小している事業場等においては、 実施事項を絞る、震災により特に影響を受けた事項に重点を置いて点検をするなど自社の状況に応じた取組とすること。また、準備期間中 においては夏季の電力需給対策を踏まえて取り組むこと。

1. 本週間中に実施する事項

- (1) 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- (2) 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示 (3) 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を (4) 想定した実地訓練等の実施
- (5) 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等 の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛 生水準の向上を図る。

- (1) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルへ ルス対策の推進
 - ア) 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明 イ) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計
- 画」の策定、実施状況の評価及び改善ウ) 4つのメンタルヘルスケア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
- 工) 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防 から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な 取組みの実施
- オ)自殺予防週間(9月10日~9月16日)等をとらえた職場における 自殺対策への積極的な取組みの実施
- 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - ア)時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進及び労働 時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ (ランス)の推進
- イ)健康管理体制の整備、健康診断の実施等
- ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接 指導等の実施
- 工)小規模事業場における面接指導実施に当たっての産業保健総合 支援センターの地域窓口の活用
- (3) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛 生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活 性化
 - ア)労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善イ)総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - ウ) 衛生委員会の開催とその活動の活性化
 - 工) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の 推進
 - オ) 現場管理者の職務権限の確立
 - 力) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備・充実
- (4) 作業環境管理の推進
 - ア) 有機溶剤等の有害なガス、蒸気、粉じん、騒音等の有害要因に 労働者がさらされる屋内外の作業場及び酸素欠乏危険場所における作業環境測定の実施とその結果の周知並びにその結果に基づく 作業環境の改善
 - イ)局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置、 遮へい設備等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の
 - ウ) 粉じん等健康障害のおそれのある物質を取り扱う作業場所の清 掃及び清潔の保持の徹底
 - 工) 換気、採光、照明等の状態の点検及び改善
- (5) 作業管理の推進
 - 省力化等による作業負担の軽減の推進 ア) 自動化、
 - イ)作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (6) 健康管理の推進
- 労働者の健康確保の推進のため、健康診断及び事後措置の実施の 徹底を図る必要があることから、労働衛生週間準備期間である9月 を「職場の健康診断実施強化月間」として位置づけ、以下について 重点的に取り組む。
- ア)健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見 聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
- イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健 師による保健指導の実施
- ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特 定健診・保健指導との連携
- 工)小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の

- (7) 労働衛生教育の推進
- ア)雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底 イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に 対する能力向上教育の実施
- (8) 職場における受動喫煙防止対策の推進
 - ア)職場の全面禁煙又は有効な喫煙室の設置による空間分煙等の受 動喫煙防止対策の推進
 - イ) 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育の実
 - の) 職場の受動喫煙防止対策に関する支援制度(労働衛生コンサルタント等の専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の 測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成)の活用
- (9) 粉じん障害防止対策の徹底
 - ア)第8次粉じん障害防止総合対策に基づく粉じん障害防止総合対 策推進強化月間としての次の事項を重点とした取組みの推進
 - a) アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止
 - b) 金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策
 - ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - d) 離職後の健康管理
- イ)改正粉じん障害防止規則に基づく取組みの推進。 (10) 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 平成25年6月18日付け基発0618第1号にて改訂した新しい腰痛予 防対策指針に係る以下の対策を推進すること
 - ア)介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の普及の推 進
 - イ) 腰痛予防に関する労働衛生教育の実施
 - ウ) 作業標準の策定
- 工)社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会の活用
- (11) 熱中症予防対策の徹底
 - ア) 暑さ指数 (WBGT値:湿球黒球温度) の活用、自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取、熱中症を考慮した労働衛生管 理・労働衛生教育等の取組みの推進
- イ)夏季の電力需給対策を受けた事務所・作業場の室内温度の設定 を踏まえた熱中症予防対策の推進
- (12) 電離放射線障害防止対策の徹底
- (13) 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の 徹底
- (14) 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- (15) VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるV DT作業における労働衛生管理対策の推進
- (16) 化学物質の管理の推進
 - ア) SDS及びラベルによる化学物質等の危険有害性等に関する情 報の提供及び活用
 - イ)化学物質による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づ <措置の実施等を始めとする自律的管理の推進
 - ウ) 作業主任者の選任、人体に及ぼす影響・取扱い上の注意事項等 の掲示、漏えい・発散防止等適切な管理の推進
- エ)化学物質によるばく露防止のための保護具の着用等の徹底 オ)建設業、製造業における有機溶剤中毒の防止 カ)建設業、製造業等における一酸化炭素中毒の防止

- キ)ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱に基づく ダイオキシン類ばく露防止措置の実施 ク)ナノマテリアルに対するばく露防止対策の徹底
- ケ) 有機溶剤等化学物質を使用する事業場におけるばく露防止対策 の徹底
- (17) 石綿障害予防対策の徹底
 - ア)建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
 - イ) 吹き付け石綿又は石綿含有断熱材等の損傷等による石綿ばく露 防止対策の徹底
 - ウ) 石綿製品の全面禁止の徹底
- 工)離職後の健康管理の推進
- (18)酸素欠乏症等の防止対策の推進
 - ア)酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測 定の徹底
- イ) 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (19) 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制 の整備・充実
- (20) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- (21) 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組みの促進(22) 職場におけるエイズ問題に関する理解と取組みの促進
- (23)東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進 ア)建築物等の解体作業、がれき処理作業や津波で打ち上げられた 船舶の解体における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、 破傷風等感染防止対策等の徹底
 - イ) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者
- の放射線障害防止対策の徹底 ウ)平成24年8月10日付け基発0810第1号に基づく東電福島第一原 発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底